

日バス協第99号  
平成23年3月14日

国土交通大臣  
大 畠 章 宏 殿

社団法人 日本バス協会  
会 長 堀 内 光 一 郎

東日本巨大地震に伴うバス事業関係  
燃料確保に関する緊急要望について

平素からバス事業に対して、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ご高承のとおり、バス事業は国民生活における移動手段として必要不可欠な公共交通機関です。

しかしながら、3月11日に発生した大地震の影響を受け、バスを運行する燃料である軽油の供給制限は日増しに強まり、燃料不足が被災地を中心に全国各地まで波及しております。

供給不足や供給制限により被災地域および周辺のバス事業者並びに都道府県バス協会からは、生活交通としてバスの役割が果たせない事態が生ずると悲痛な訴えがあります。

特に、被災地および周辺のバス事業者からは、住民の避難輸送等緊急輸送を行ううえで燃料確保は不可欠です。

このような中、昨日（3月13日付）国土交通省自動車交通局長から協力依頼のあった「軽油節約のための対応について」に基づき、当協会では早速【別添】のとおり、係る事態を認識するとともに、その趣旨に添い限りなく節約に努めるよう会員事業者に協力要請したところです。

つきましては、このような厳しい情勢の中ではありますが、貴職におかれましては諸事情をご賢察下さり、政府対策本部および関係省庁（経済産業省・資源エネルギー庁）、地方公共団体、石油関係事業者と連携のもと、バス事業者に対して、迅速に軽油の供給が行われますよう、最大限のご配慮を切にお願い申し上げます。

**【要望先】**

国土交通省、経済産業省、資源エネルギー庁、民主党、  
東北地方太平洋沖地震対策本部長、石油連盟会長 ほか